

吸収分割に関する事後開示書類

2020年4月1日
株式会社日立物流

株式会社日立物流西日本

2020年 4 月 1 日

吸収分割に関する事後開示事項
(会社法第791 条第1 項第1 号及び会社法施行規則第189 条に定める書面)

東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号
株式会社日立物流
執行役社長 中谷 康夫

大阪府大阪市此花区西九条1-28-13
株式会社日立物流西日本
取締役社長 木村 善之

株式会社日立物流（以下、「日立物流」といいます）及び株式会社日立物流西日本（以下、「日立物流西日本」といいます）は、2019年12月25日付で締結した吸収分割契約に基づき、2020年 4 月 1 日を効力発生日として、日立物流の西日本統括本部 西日本営業本部 中国地区営業本部 中国営業部 呉営業所における港湾運送事業に関する権利義務（以下、「承継対象権利義務」といいます）を日立物流西日本に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行いました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189 条第1 号）
2020年 4 月 1 日
2. 吸収分割会社（日立物流）における会社法第784 条の2、第785 条、第787 条及び第789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189 条第2 号）
 - (1) 会社法第784 条の2の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第784 条第2 項に規定する場合（簡易吸収分割）であるため、会社法第784 条の2 但書の規定により、該当事項はございません。
 - (2) 会社法第785 条の規定による手続の経過
本吸収分割は、会社法第784 条第2 項に規定する場合（簡易吸収分割）であるため、会社法第785 条第1 項第2 号及び同条第3 項但書の規定により、該当事項はございません。
 - (3) 会社法第787 条の規定による手続の経過
日立物流は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4) 会社法第789 条の規定による手続の経過

日立物流は、会社法第789 条第2 項及び第3 項並びに日立物流の定款第5 条の規定に基づき、2020年2月3日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、日立物流西日本の商号及び住所、日立物流及び日立物流西日本の計算書類に関する事項並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を官報及び電子公告により公告致しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（日立物流西日本）における会社法第796 条の2、第797 条及び第799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189 条第3 号）

(1) 会社法第796 条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796 条第2 項に規定する場合（簡易吸収分割）であるため、会社法第796 条の2 但書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法第797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第796 条第2 項に規定する場合（簡易吸収分割）であるため、会社法第797 条第1 項但書の規定により、該当事項はございません。

(3) 会社法第799 条の規定による手続の経過

日立物流西日本は、会社法第799 条第2 項及び第3 項並びに日立物流西日本の定款第5 条の規定に基づき、2020年2月3日付で債権者に対し、本吸収分割をする旨、日立物流の商号及び住所、日立物流及び日立物流西日本の計算書類に関する事項並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を官報及び電子公告により公告致しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により日立物流西日本が日立物流から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189 条第4 号）

日立物流西日本は、2020年4月1日をもって、日立物流より、承継対象権利義務を本吸収分割契約書に基づき承継致しました。なお、本吸収分割により日立物流西日本が日立物流から承継した資産及び負債の額は、それぞれ1,217千円（概算値）及び649千円（概算値）となります。

5. 変更登記日（会社法施行規則第189 条第5 号）

2020年4月1日

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189 条第6 号）

本吸収分割に際して、日立物流西日本は承継対象権利義務に代わる対価を交付致しませんでした。

以上